

関係事業所その他関係各位

沖縄県事業「沖縄県身体障害者補助犬普及啓発事業」の 実施及びその協力をお願いについて

沖縄県では、身体障害者補助犬制度についての正しい理解と関心を深めることを目的として、身体障害者補助犬普及啓発事業を実施します。この事業は、沖縄県内に居住し、又は県外から訪れる身体障害者補助犬使用者が日常生活や観光目的で利用する県内の飲食店、小売店、観光施設、公共交通機関などの各事業所で従事する方々に対し、身体障害者補助犬制度を周知することを内容として、沖縄県が特定非営利活動法人沖縄盲導犬普及協会に委託して実施します。

については、当該特定非営利活動法人の関係職員が、平成22年1月下旬から同年3月下旬までの期間において、県内関係事業所を訪問し、身体障害者補助犬制度に関する説明等を行うほか、事業所における補助犬の取扱その他についての聞き取り調査が実施されますので、ご協力をお願いします。

平成22年1月13日

沖 縄 県

沖 縄 県 福 祉 保 健 部 障 害 保 健 福 祉 課

●電話番号 098-866-2190 ●FAX番号 098-866-6916

●メールアドレス： aa029017@pref.okinawa.lg.jp

●沖縄県障害保健福祉課ホームページ

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=89&id=17235&page=1>

身体障害者補助犬制度について御理解ください

1 補助犬はペットではありません。からだの不自由な人のからだの一部です。

補助犬とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。からだの不自由な人のからだの一部であり、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

補助犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。補助犬のことを、もっともっと知ってください。

2 どこでもいっしょに行動します。

公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。